

『障害者扶養共済制度』

障害のある方を扶養している保護者の皆さんへ

この制度は、障害のある方を扶養している保護者が、
毎月一定の掛金を納めることにより、
 ご自身に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、
障害のある方に一定額の年金を支給する制度です。

制度の主な特色

- ▶ 都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度です。
- ▶ 保護者(=加入者)が死亡したとき、または重度障害になったときに、保護者が扶養する障害のある方に毎月2万円の年金が生涯にわたって支給されます(2口加入の場合は4万円)。
- ▶ 制度の運営に関する事務経費などの「付加保険料」が必要ないため、掛金が安くなっています。
- ▶ 加入者が支払う掛金は所得控除の対象になります。

以下のような場合、この制度に加入することができます

- ▶ 加入する方（=保護者）の条件には、下のようなものがあります。
 - ・障害のある方を扶養している保護者であること
 - ・加入年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること
 - ・特別の疾病または障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること
- ▶ この制度の年金を受け取ることができる方（=加入者が扶養している障害のある方）は、下の①②③のいずれかに当てはまり、かつ④に当てはまる方です。
 - ① 知的障害のある方
 - ② 身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する方
 - ③ 精神または身体に永続的な障害のある方で、その障害の程度が①または②と同程度と認められる方
 - ④ 将来独立自活することが困難であると認められる方（対象となる障害者(児)の年齢は問いません）。

★ 加入資格、掛金（保険料）、年金額等の詳細については、**保護者の方がお住まいの地方公共団体（都道府県・指定都市）の「障害者扶養共済制度担当」**へお問い合わせください。

★ 制度の概要については、（独）福祉医療機構ホームページ「心身障害者扶養保険事業」をご覧ください。

心身障害者扶養保険事業

検索